

# 平成24年度 高校奨学事業奨学生募集要項

財団法人 長崎県育英会

〒850-0861 長崎市江戸町2番1号 県庁第3別館

☎ (095) 824-1111 (内線 3357・3359)

(095) 824-7501 (直通)

(095) 820-1972 (FAX)

ホームページ [http //www.n-ikuei. jp/](http://www.n-ikuei.jp/)

長崎県育英会奨学事業は、経済的な理由により修学困難な高校生に学資を貸与して、将来、社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的としています。

本人及び保護者とも奨学制度の趣旨を理解し、修学について十分な熱意があり、将来奨学金返還の義務等についても責任を持てる方のみ出願してください。

## 1 出願資格

奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）は、長崎県内に住所を有する者の子などであって、次の項目に該当する者としてします。

(1) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び高等専門学校を含む。以下同じ。）（通信制を除く）に在学する者（**全学年対象**）

(2) 経済的理由により修学困難で学習意欲に富み、奨学生としてふさわしい者

(3) 学力評価の出願資格の設定はなく、世帯収入が**基準額以下**である者

「6 世帯人員別収入基準額」（参考）を参照

※他の奨学金制度との併願・併給は可能です。

（但し、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金及び本会の育英事業奨学金との併給は不可）

## 2 採用人数・募集期間

人 数	期 間
100人程度	平成24年4月2日(月)～平成24年5月11日(金)

## 3 貸与月額と貸与期間

		国公立（選択）		私 立（選択）		
貸与 月額	自 宅	18,000円	10,000円	30,000円	20,000円	10,000円
	自宅外	23,000円	10,000円	35,000円	20,000円	10,000円

※貸与月額は選択できます。なお、貸与期間は原則として正規の最短修業期間です。

## 4 出願手続

奨学生を希望する者は、在学から出願に必要な用紙の交付を受け、必要事項を記入し、必要な証明書等をそろえて、**学校で指定された期日までに在学へ提出**してください。

（提出書類は、採否に関わらず、原則としてお返しできません。）

(1) 出願時の必要書類

ア 奨学生願書

イ 奨学生推薦調書

ウ 所得に関する証明書（源泉徴収票、確定申告書（控）、年金振込通知書、生活保護決定通知書など）

エ その他の証明書等（在学証明書、無職証明書など）

(2) 記入要領

- ① 必要書類に関する記入要領及び証明書等の内容については、**「平成24年度長崎県育英事業奨学生募集要項」を参照すること。**
- ② 所得に関する証明書については、同一生計で就学者以外の**16歳以上の者について全員分を添付**すること。  
また、高校生以上の就学者については『在学証明書』又は『学生証』（本人の写真及び学校長印があるもの）のコピーを添付すること。
- ③ **被扶養者・年金受給者・生活保護受給者で無職の人及び失業中の人については、必ず『無職証明書』（『確認書』『調査書』『依頼書』等）を添付すること。**

## 5 選考及び採否決定の通知

- (1) 願書その他必要な書類に基づき、**学資支弁の困難な度合い、人物などについて検討し、**選考委員会の審議を経て採否を決定します。
- (2) 選考の結果は推薦した学校長を通じて出願者に通知します。
- (3) **選考の決定**は、**7月下旬の予定**です。  
(採用決定者の**初回送金**は、平成24年9月下旬の予定です。4月分から9月分を**原則としてゆうちょ銀行の、奨学生本人名義の普通口座**に送金します。  
**※貯蓄口座への送金はしていません。**

## 6 世帯人員別収入基準額

奨学事業における収入金額の基準額は生活保護額の1.5倍以下とする。  
※下記の表は参考として平成23年度世帯人員別収入基準額表を掲載。

(単位:万円)

世帯人数	基準額			
	長崎市	佐世保市 西海市	諫早市 大村市 長与町 時津町	その他の 市町
1人	258	249	240	233
2人	332	320	307	297
3人	420	403	387	373
4人	496	476	457	440
5人	537	515	494	475
6人	585	562	537	517
7人	646	620	593	570
8人	686	658	629	604

(備考) 収入額の算定方法

- (1) 給与所得者 源泉徴収票における支払金額から、社会保険料（健康保険・厚生年金）を引いた金額
- (2) 給与所得者以外 ①確定申告書(控)の所得金額  
②確定申告書(控)がない場合は、市町・県民税申告書(控)の所得金額

## 【参考資料】

### 長崎県高等学校奨学事業奨学金貸与規程

#### (奨学生の資格)

第1条 本会が学資(以下「奨学金」という。)を貸与する者(以下「奨学生」という。)は、長崎県内に住所を有する者の子弟であつて、次の各号に該当する者とする。ただし、独立行政法人日本学生支援機構及び財団法人長崎県育英会育英事業の奨学金の貸与を受けていない者であること。

- (1) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び高等専門学校を含む。以下同じ。)に在学する者。
- (2) 経済的理由により修学困難で学習意欲に富み、奨学生としてふさわしい者。

#### (奨学金の額)

第2条 奨学金の月額は次のとおりとする。

- (1) 国公立 自宅 18,000円又は10,000円 自宅外 23,000円又は10,000円
- (2) 私立 自宅 30,000円、20,000円又は10,000円 自宅外 35,000円、20,000円又は10,000円。

#### (貸与の期間)

第3条 奨学金を貸与する期間は、在学する学校の正規の最短修業期間とする。ただし、次の場合は、その期間を延長することができる。

- (1) 高等学校等に在学する者の海外留学期間(1年間を限度とする。)
- (2) 理事会で特に必要と認めた期間

#### (願出手続)

第4条 奨学生を希望する者は、高等学校の現に在学する学校長を経て、次の書類を財団法人長崎県育英会理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
  - (2) 奨学生推薦調書
- 2 奨学生願書には、第一連帯保証人が連署しなければならない。第一連帯保証人は、本人の父母兄弟又はこれに代る者でなければならない。
- 3 第1項の願出の期日は毎年度理事長が定める。

#### (奨学生の決定等)

第5条 奨学生の決定及びその他の事項については、この規程に定めるもののほか、財団法人長崎県育英会奨学金貸与規程(昭和51年3月30日施行)の例によるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成14年度以後入学した者に係る貸与について適用する。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から適用する。

#### 附 則(平成17年5月30日一部変更)

- 1 この規程は平成17年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程は、平成17年4月1日からの採用者に適用し、平成17年3月31日までに採用した者の取扱については、なお従前の例による。

#### 附 則(平成22年2月22日一部変更)

この規程は平成22年4月1日から施行する。  
この規程は平成22年6月25日から施行する。

#### 附 則(平成23年6月13日一部変更)

この規程は平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成24年2月15日一部変更)

この規程は平成24年4月1日から施行する。